

令和元年 8 月 28 日

魚沼市議会議長 遠藤 徳 一 様

議会運営委員会  
委員長 佐藤 肇

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 令和元年第 3 回魚沼市議会定例会について  
(2) 平成 30 年度魚沼市各会計決算の審査について  
(3) 閉会中の所管事務調査について  
(4) 議員派遣について  
(5) その他
  
- 2 調査の経過 8 月 28 日、委員会を開催し、上記案件について協議した。  
令和元年第 3 回魚沼市議会定例会の付議事件及びその取り扱い等については、別紙「令和元年第 3 回魚沼市議会定例会付議事件一覧」のとおりとすることとした。  
また、急施事件については、定例会開会前日までに受理した請願及び陳情は、議長において取り扱いを決することとし、その他の事件は議会運営委員会に諮ることとした。  
平成 30 年度魚沼市各会計決算の審査については、別紙のとおりとし、質疑は事前通告制で、通告期限は 9 月 9 日午後 3 時とした。  
閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。  
議員派遣については、これを了承した。  
その他で、行政視察について、今回は延期とし、今後の検討課題とすることとした。

# 議会運営委員会会議録

## 1 調査事件

- (1) 令和元年第3回魚沼市議会定例会について
- (2) 平成30年度魚沼市各会計決算の審査について
- (3) 閉会中の所管事務調査について
- (4) 議員派遣について
- (5) その他
  - ・行政視察について

2 日 時 令和元年8月28日 午前10時

3 場 所 広神庁舎 3階 301会議室

4 出席委員 大桃俊彦、大平恭児、佐藤敏雄、渡辺一美、佐藤 肇、高野甲子雄、  
本田 篤、(遠藤徳一議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 佐藤市長、森山総務政策部長、武藤総務政策部副部長

7 書 記 櫻井議会事務局長、磯部議会事務局次長

## 8 経 過

開 会 (10:00)

佐藤(肇)委員長 大平恭児委員から遅刻の届け出がありましたので報告いたします。定足数に達していますので、ただいまから議会運営委員会を開会します。これより議事に入ります。

### (1) 令和元年第3回魚沼市議会定例会について

佐藤(肇)委員長 日程第1、令和元年第3回魚沼市議会定例会についてを議題とします。

(1)付議事件について、執行部から説明をお願いします。

佐藤市長 先般の、26日の足立区との交流事業については、議会の皆さん方から来ていただきまして本当にありがとうございました。無事に終了することができました。ありがとうございます。

それでは、提案させていただきます付議事件について説明をさせていただきますが、市長提出事件については会計の決算について9件、補正予算について専決を含めて4件、条

例等の改正について 12 件、財産の取得について 1 件ということをお願いしたいと思  
います。細部については部長等から説明をさせていただきますのでよろしくお願いしたいと思  
います。それから報告 7 件でございます。以上よろしくどうぞお願いします。

佐藤（肇）委員長 補足説明はありますか。

武藤総務政策部副部長 それでは私から、お手元の付議事件一覧表に基づきまして説明を申  
し上げます。

最初に、決算案件であります。事件番号 1 番、平成 30 年度魚沼市一般会計決算の認定  
についてから、9 番、平成 30 年度魚沼市下水道事業会計決算の認定までの 9 件につきま  
しては、魚沼市一般会計及び 4 つの特別会計並びに 4 つの企業会計につきまして、地方自  
治法第 233 条第 3 項及び地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づきまして、それぞれ  
決算の認定をお願いするものであります。

次に、予算の補正案件 3 件についてであります。事件番号 10 番、専決処分の承認を求  
めることについて（令和元年度魚沼市一般会計補正予算（第 3 号））は、歳入歳出予算に  
つきまして、本年 7 月 16 日に発生した豪雨災害に対応するための復旧費用としまして、  
必要な所要額を追加する専決補正を令和元年 7 月 19 日付で行ったことから、議会の承認  
を求めるものであります。

事件番号 11 番、令和元年度魚沼市一般会計補正予算（第 4 号）は、歳入におきまして、  
前年度繰越金、普通交付税等の確定に伴う増額や、ふるさと寄附金、新庁舎太陽光発電設  
備等の導入、また、保育無償化等に係る補助金、市民税の環境性能割と環境性能割交付金  
等の追加のほか、当初予算からこれまでの補正予算で計上していた財政調整基金繰入金の  
減額を行うとともに、歳出では、前年度繰越金の確定に伴う財政調整基金への法定相当分  
やふるさと結基金への積立金の追加、また、ふるさと寄附金の増に伴う関係経費、新庁舎  
の太陽光発電設備等の導入経費、私立幼稚園の保育無償化関係経費の増額などのほか、地  
方債の変更に係る補正もあわせて行うものでございます。

事件番号 12 番、令和元年度魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、事業  
勘定における歳入では、平成 30 年度決算に伴う前年度繰越金の増額のほか、国民健康保  
険給付等準備基金繰入金の減額を行い、歳出では、前年度保険給付費等の精算に伴う交付  
金の償還金の追加のほか、医療給付費等の確定に伴う減額や財源振替等を行うものであり  
ます。また、直営診療所施設勘定における補正内容につきまして、歳入では、県施工の西  
又川災害復旧事業に伴う堀之内医療センター医師住宅の物件補償料の追加を、歳出では、  
同じく医師住宅の補償工事費の追加を行うものであります。

事件番号 13 番、令和元年度魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、歳入では、  
国保会計と同様に、平成 30 年度決算に伴う前年度繰越金の増額を、歳出では、給付費準  
備基金への積立金と前年度給付費等の精算に伴う国・県及び支払基金への給付費負担金等  
の償還金の追加を行うものであります。

森山総務政策部長 それでは事件番号 14 番からは私のほうでご説明を申し上げます。

事件番号 14 番、魚沼市職員の給与に関する条例及び魚沼市消防団員の定員、任免、給  
与、服務等に関する条例の一部改正については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置  
の適正化等を図るための関係法令の整備に関する法律の制定による地方公務員法の改正  
に伴い、それぞれの条例において所要の改正を行うものであります。

事件番号 15 番、魚沼市防災会議条例の一部改正については、防災会議構成員の選出規定の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

事件番号 16 番、魚沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、子ども・子育て支援法の改正による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

事件番号 17 番、魚沼市個人情報保護条例の一部改正については、子ども・子育て支援法の改正及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の改正に伴い、子育てのための施設利用給付事務に特定個人情報を利用できるようにするため、所要の改正を行うものであります。

事件番号 18 番、魚沼市子ども・子育て支援法第 87 条の規定による過料に関する条例の一部改正については、子ども・子育て支援法の改正に伴い、子育てのための施設利用給付について過料を科すことができるようにするため、所要の改正を行うものであります。

事件番号 19 番、魚沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の改正により、会計年度任用職員制度が新たに導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与、報酬及び費用弁償について定めるため、条例を制定するものであります。

事件番号 20 番、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理については、地方公務員法及び地方自治法の改正により、会計年度任用職員制度が新たに導入されることに伴い、関係条例の整理を行うものであります。

事件番号 21 番、魚沼市印鑑条例の一部改正については、住民基本台帳法施行令及び印鑑登録証明事務処理要領の改正に伴い、旧氏での印鑑登録が可能となったため、印鑑登録及び印鑑登録証明書の旧氏の記載に対応するため、所要の改正を行うものであります。

事件番号 22 番、魚沼市税条例の一部改正については、地方税法の改正によるたばこ税率の段階的な引上げ等に伴い、所要の改正を行うものであります。

事件番号 23 番、魚沼市災害弔慰金の支給に関する条例の一部改正については、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

事件番号 24 番、魚沼市住宅条例の一部改正については、市営大河原住宅を用途廃止することに伴い、所要の改正を行うものであります。

事件番号 25 番、魚沼市水道条例の一部改正については、水道法の改正による指定給水装置工事業業者の指定の更新制度導入に伴い、更新に係る手数料を定めるため、所要の改正を行うものであります。

武藤総務政策部副部長 事件番号 26 番、財産の取得について（市内小中学校パソコン情報機器）は、市内の小中学校で使用する学習用のノートパソコン 540 台及び付属ソフト等の購入について、本年 8 月 1 日付で仮契約を締結しましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、報告案件につきまして説明いたします。

事件番号 1 番、株式会社神湯温泉倶楽部の経営状況についてから、5 番、土地開発公社の経営状況についてまでの 5 件につきましては、前回の市議会までに報告ができなかった

魚沼市が資本金等の50%以上を出資している法人及び50%以上の債務を負担している法人につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、それぞれの経営状況を報告するものであります。

事件番号6番、健全化判断比率について、及び7番、資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、それぞれの比率等を報告するものであります。

続きまして、追加提案分について説明いたします。事件番号1番から4番までの市有財産の貸付については、小出、薬師、大湯、須原の各スキー場において、本年10月31日をもって市有財産の貸付契約が満了いたします。それに伴いそれぞれの事業者から契約を継続したいとの意向が確認されましたので、本年11月1日から令和3年3月31日までの間、当該市有財産を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。なお、提案日につきましては、委員会付託が可能となるよう日程を調整して提案をさせていただく予定であります。また、大原スキー場につきましては、平成31年4月30日をもって、貸付契約は終了しております。

佐藤（肇）委員長　ただいま説明のあった付議事件について質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）なければ、これで質疑を終結いたします。ただいま説明のあった市長提出事件については、これを受けることにしたいと思います。ご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって市長提出事件については受けることに決定いたしました。次に、議長受付事件について説明を求めます。

櫻井議会事務局長　（資料「令和元年第3回魚沼市議会定例会付議事件一覧（案）」により説明）

佐藤（肇）委員長　ただいま説明のあった議長受付事件について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。（なし）ないようでありますので、これで質疑を終結いたします。議長受付事件についてはこれを受けることにしたいと思います。ご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって議長受付事件については受けることに決定いたしました。

次に、（2）付議事件の取り扱いについて審議願います。ア、イについて議会事務局長に説明を求めます。

櫻井議会事務局長　（資料「令和元年第3回魚沼市議会定例会付議事件一覧（案）」の取扱（案）について説明）

佐藤（肇）委員長　付議事件の取り扱いについては、議会事務局長の説明のとおりでご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認め、そのように決定いたしました。次に、ウ、急施事件の取り扱いについて議会事務局長に説明を求めます。

櫻井議会事務局長　急施事件の取り扱いについては、定例会開会前日までに受理した請願、陳情は、議長において取り扱いを決することとし、その他の事件については議長と委員長が協議し、議会運営委員会で取り扱いを協議することとします。

佐藤（肇）委員長　説明が終わりましたのでこれから質疑を受けます。急施事件の取り扱いについて質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。急施事件の取り扱いについては、定例会開会前日までに受理した請願、陳情は、議長において取り扱いを決することとし、その他の事件については、議長、委員長が協議し、

議会運営委員会で取り扱いを協議することでご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

## (2) 平成 30 年度魚沼市各会計決算の審査について

佐藤(肇)委員長 日程第2、平成30年度魚沼市各会計決算の審査についてを議題とします。議会事務局長に説明を求めます。

櫻井議会事務局長 (資料「平成30年度魚沼市各会計決算の審査について」により説明)  
なお、行政評価の結果については、例年どおり参考資料とし、昨年同様の取り扱いとさせていただきます。

佐藤(肇)委員長 決算審査について説明が終わりました。これについて質疑はございませんか。

渡辺委員 今ほど行政評価、事務事業評価の報告を参考程度にということでありました。昨年は確か委員会の初日に配られた記憶があるんですけども、それではなかなか参考にもできないと思います。前回の反省のときにももう少し早い時期に出せないかということを知っていると思うんですが、今回はいつごろ提出いただけますか。

森山総務政策部長 9月の庁議に最終報告をして、内部での報告という形になります。それが9月2日という予定でございますので、それを過ぎてからなるべく早く公表をさせていただきますというところで今進めているところです。いつというところまでは今のところ申し訳ありませんが、できるだけ早くということ考えております。

渡辺委員 今ほど2日に庁議ということですので、できれば本会議初日あるいは2日目くらいに努力していただければと思います。

佐藤(肇)委員長 ほかにございませんか。(なし) 質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。お諮りいたします。平成30年度会計決算審査の方法につきましては、議会事務局長の資料説明のとおりとし、決算審査特別委員会を設置して審議することといたします。質疑については通告制とし、通告期限は9月9日月曜日、午後3時とすることでご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

## (3) 閉会中の所管事務調査について

佐藤(肇)委員長 日程第3、閉会中の所管事務調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務調査については、議長宛て申し出を行うことに決定をいたしました。

## (4) 議員派遣について

佐藤(肇)委員長 日程第4、議員派遣についてを議題といたします。お手元に配付のとおり、記載の4件について議員派遣することとし、最終日に議長発議とすることにご異議あ

りませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。ただし、1の令和元年度魚沼市議会第2回議会報告会については、開催日を実行委員会で決定するため、10月28日から30日が仮に変更になった場合は、変更後の日で議員派遣とさせていただきます。これについてご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。以上により、ただいま説明の4件について閉会中の議員派遣を議長発議により行うことに決定いたしました。

## (5) 行政視察について

佐藤(肇)委員長 日程第5、その他を議題といたします。まず、行政視察についてを議題といたします。行政視察については、前回の議会運営委員会でも協議、検討をさせていただきましたが、8月22日の全員協議会で議長より報告がなされました。既に皆様方ご承知のとおり視察自体を先延ばしし、延期とさせていただきます。当面は常任委員会の行政視察を優先として、その後の検討課題とさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。(異議なし) 本件については以上といたします。

しばらくの間、休憩といたします。

休 憩 (10:27)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (10:28)

佐藤(肇)委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ことしも小出特別支援学校によるコーヒーサービスを実施していただけるよう学校側と調整をさせていただいております。12月定例会の会期中での実施を調整させていただきます。決定次第、全員協議会等で周知をしたいと思います。

その他、執行部から報告事項等はありませんか。

佐藤市長 ありません。

佐藤(肇)委員長 委員の皆さんのほうから何か質疑等はありませんか。(なし) ないようですので、これで本日の会議を終わりたいと思います。本日の会議録につきましては委員長に一任をお願いいたします。議会運営委員会はこれで閉会いたします。

閉 会 (10:29)